

民俗技術の保護と活用に関する考察

－体験学習への応用とワザの復元に向けて－

大山 孝正

1 はじめに

平成 16 年に改正された文化財保護法では、従来の風俗慣習・民俗芸能に加え、新たに「民俗技術」が無形民俗文化財の一分野となった（註1）。

法改正にあたり、文化庁では、民俗技術を「地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術」と説明している（註2）。また、その対象範囲を「生計を賄うために用いられてきた生業に関する技術」と「日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術」に大別した上で、前者については、「船大工や家大工などの大工職人の技術」、「伝統的な建具製作等の技術」、「鍛冶、籠屋、下駄屋、曲物師、棒屋等の技術」、「農林水産業において地域的特色を示す技術」等を例示し、後者については、「縫製技術／和服等の製作、補修の技術」（衣）、「保存食調整技術／食料の調整」（食）、「建物の防災、防御技術」（住）等を例示している（註3）。

このように、無形民俗文化財としての民俗技術の対象領域は、非常に幅広い。さらには、従来の無形文化財に含まれる工芸技術や、選択保存技術等、他の文化財分野と重なる部分もある（註4）。また、人の行為によって再現される無形民俗文化財の中でも、民俗技術は、従来の風俗慣習・民俗芸能とは異なり、必ずしも特定の日時に縛られないことや、生計と密接に関わること等の理由により、保護施策上、あるいは記録保存の中で、風俗慣習・民俗芸能とは異なる課題、もしくは留意点が求められること等も想定されている。こうした民俗技術に特有と言える、保護や記録保存における具体的な方法論に関しては、法改正後も引き続き、関係者間での議論と試行錯誤が続けられている（註5）。

福島県では、法改正を受けて、平成 17～19 年度の 3 カ年にわたる「福島県民俗技術調査」が実施された（註6）。この調査は、予算的・人員的な制約の中で行われ、必ずしも充分な成果が得られたとは言い難い。しかしながら、生活スタイルの変化や、工業製品の大量普及等の影響により、民俗技術の多くが後継者難に陥っている厳しい実態が、福島県においても明らかになった。この調査に担当者として直接携わった筆者としては、福島県においても、この調査から得られた情報を放置せず、無形民俗文化財としての民俗技術の今後の保護施策、とりわけ記録保存等の具体的な対策に、早急に生かしてもらえるよう望みたい。

しかも、福島県においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその後に引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染等の影響で、先の調査で対象としたものも含め、貴重な民俗技術の多くが、深刻な打撃を蒙っている。ただでさえ、後継者難で風前の灯であったところへ、止めを刺すように、大震災と原発事故に見舞われ、作業場が倒壊したり、原発事故による避難生活を強いられていたり、放射能汚染のために材料の入手が

困難になっていたり、風評被害で製品を作っても売れない状況に陥るなど、事実上、製作等の技術継承を断念したケースが、複数あることを聞き及んでいる。まさに、これらの民俗技術の記録保存、技術継承のための対策は、一刻の猶予も許さない段階に入っている。

本稿では、以上のような福島県の民俗技術をめぐる厳しい実情を念頭に置きつつ、民俗技術の保護と活用という視点から、民俗技術の体験学習への応用について、急速に失われつつある民俗技術、あるいは失われた民俗技術のワザの復元という課題についても述べたい。

さらには、福島県における文化財の保護・活用、情報発信等の拠点施設として、また「体験型フィールドミュージアム」として、文化財の教育普及という重要な役割を担っている福島県文化財センター白河館まほろん（以下、「まほろん」）が、民俗技術の保護と活用に果たすべき役割についても、若干の考察を加えるものである。

2 民俗技術研究における民俗学と考古学の関わり

文化財保護法が改正される以前から、「民俗技術」の語は、一部の研究者の間で用いられてきたが、学術用語としては必ずしも一般的でなかった（註7）。

そもそも、様々な民俗文化を対象とする広義の民俗学分野でも、民具や民家等の物質文化、すなわち「もの」を対象とする研究は、特に民具学もしくは民家研究等と称され、独自の領域を形成してきた。それらの研究領域では、例えば、民具の収集や実測、民家の間取りや利用法の調査のみならず、その素材や製法等の調査、あるいは建築・修繕の方法といった技術的側面への考慮が、当然ながらなされてきた。

とは言え、「もの」が当面の調査対象である以上、研究者の主要な問題関心は、その形状や大きさ、利用法、さらには類似する他の「もの」との比較といったことである場合が多い。一方で、どこの、どのような人物が、その「もの」の製作に携わったか、他にどのような「もの」を製作したかといった、製作者に関わることや、木材や石材などの自然素材が、材料に加工され、「もの」の完成に至るまでの過程や、そこに、どのような知識や技術が求められたか、どのような道具が用いられ、どのような手順を経て行われたかといった、製法に関すること等は、必ずしも研究者の主要な問題関心とならない場合が多かったのではないかろうか。

その意味では、これらの「もの」の製作者や製法に関する情報を「民俗技術」として総括的に捉えようとする視点は、従来の民具・民家研究において見落とされがちだった、「もの」にまつわる技術的側面への問題関心を深めていくための重要な契機となり得よう。民俗技術が無形民俗文化財の一分野に加えられ、具体的な保護施策が講じられるようになったことは、これまでの広義の民俗学分野における物質文化に対する考え方の一石を投じる可能性がある。

一方で、民具や民家等の「もの」の実測や、聞き取り調査、製作者や製法等に関する調査や記録保存等によって、現在も残る民俗技術の実態は明らかにできても、その歴史的変遷や、いつ、どこから、どのように伝わったかといった、技術の伝播・普及に関するることは、容易に明らかにし得ない。こうした問題を考察する上では、歴史資料等から関連する記録を探し求めるか、あるいは考古学的な成果に頼るべき部分が大きいのではないかろうか。

特に、近年では、放射性炭素年代測定法における年代較正の確立と高精度化が実現しつつあり、考古資料の年代測定に採用されることが増えている。また、動植物遺存体における種同定法の採用や、木質遺物等の加工痕の分析などからも、従来は明らかにし得なかった多くの知見が得られつつある。こうした考古学的な研究分野における科学的手法の飛躍的な進歩は、今後の民俗技術の調査・研究にも応用されよう。

3 民俗技術の映像制作における諸課題 －「おだかの箕づくり」の映像制作を通して－

民俗技術を含めて、人の行為によって再現され、人の行為によらなければ形に残らない「無形の文化財」の保護のために最も重要なことは、言うまでもなく映像等による記録保存である。

従来から、民俗芸能や、祭り・行事等の風俗慣習では、映像等による記録保存の必要性が強調されてきた。特に、映像技術が飛躍的に進歩した1990年代以降、国や全国各地の地方公共団体等が、民俗芸能や、祭り・行事等の映像制作を積極的に行ってきただが、新たに無形民俗文化財に加えられた民俗技術についても、映像等による記録保存の必要性が強調されている。

ところで、無形民俗文化財の映像制作の目的には、記録保存、伝承・後継者育成、広報・普及の大きく3つがあるとされる^(註8)。このうち記録保存を目的とする映像制作で最も重要なことは、その環境や周辺的な事象を含め、それが実際に行われる時間・空間の中で、実際の時間の進行通りに、すべての次第や技術の工程、および周辺事象までを、多角的かつ忠実に収録することであるとされる^(註9)。

この考え方は、今のところ、民俗技術の記録保存においても、基本的にそのまま応用されると解釈されている。しかし、民俗技術の場合、民俗芸能や祭り・行事等のように、毎年決まった祭日等があったり、特定の寺社など決まった場所で行われるわけではない。そのため、民俗技術の映像制作では、必ずしも日時や場所に縛られることなく、伝承者の都合などの条件さえ整えば、必要に応じて収録の日時や場所を変更することは可能である。場合によっては、より詳細かつ正確な映像記録にするために、必要であれば、あえて収録を重ねるといったことも、理論上は可能である。

例えば、先述した「福島県民俗技術調査」の中で、唯一、詳細な映像制作を実施した民俗技術として、南相馬市小高区に伝わる「箕の製作技術」がある。この映像制



写真1 南相馬市小高区の「箕の製作技術」

作は、南相馬市教育委員会等の全面的な協力を頂き、平成17年から19年にかけて、足掛け3年にわたり行われた。収録した映像は、延べ6時間近くに上り、それを25分程度に編集したダイジェスト版が、『福島県の民俗技術』の別編として「おだかの箕づくり」のタイトルでDVDにまとめられた。また、映像制作と同時並行で進められた調査内容は、南相馬市教育委員会で編集・刊行された(註10)。

この「おだかの箕づくり」の映像制作では、まず、平成17年12月に伝承者への協力依頼を兼ねて、技術の概要等の聞き取り調査を行った。その上で、最終的にどのような映像記録にするか、具体的な完成イメージを関係者間で話し合い、箕の材料の採取、加工、箕の本体の製作、使用する道具、完成した箕の使われ方等、技術の全体像を、詳細かつ正確に後世に伝えるために必要な収録内容を取り決めた。そして、平成18年1月から翌19年1月にかけて、伝承者や調査関係者の都合等を調整しながら、日程を組み、収録を行った。こうして一連の調査と収録に要した日数は、打合せ等も含めると十数日に及んだ。

筆者は、この「おだかの箕づくり」の映像制作に関わる以前から、福島県内の民俗芸能や祭り・行事等の調査と映像記録に長年関わってきたが、同じ無形民俗文化財でも、民俗技術の場合、映像制作のために必要な手順や方法が、かなり異なることを、この作業を通じて実感した。例えば、同じように、人の行為によって再現される無形民俗文化財でも、民俗芸能が、人の全体で表現されるのに対し、民俗技術は、むしろ伝承者の手先による細かい作業の連続の場合がほとんどである。すなわち、民俗芸能等の記録保存が、その行われる時間・空間の中で、常に同時並行的に起こり得る複数の人々の動きなどの全体に配慮しなければならないのに対し、民俗技術の記録保存では、その行われる時間・空間全体への配慮より、むしろ伝承者の手先の動き、用いられる素材と道具、その扱われ方、さらに、それらの一つ一つが持つ意味や目的といったことなど、よほど注意して観察し続けなければ見落としてしまいがちな事柄や、直接は目に見えない微細な部分に対する配慮が求められるのである。

こうした民俗技術の記録保存に特有の問題は、民俗技術が正式に文化財保護の対象に組み込まれて以降も、これまで民俗技術の記録保存等に関わってきた関係者間でも必ずしも十分な議論が深められておらず、映像制作等の現場レベルに委ねられている感がある。やはり、全国的に数多くの映像制作が実施されてきた民俗芸能等と比較して、民俗技術は映像制作が実施される絶対数が少ないという背景もある。しかし、後継者難等の厳しい現状を鑑みるならば、民俗技術の記録保存、とりわけ映像制作のノウハウの確立は、喫緊の課題であると言えるのではなかろうか。

一方で、民俗芸能や祭り・行事等が、その一連の段取りを、時間に沿って詳細に記録することが重要であるように、民俗技術でも、材料の入手、加工、製作、完成に至るまでの一連の流れを詳細に記録する必要があり、その点は同じである。しかし、民俗技術の場合には、単に、定点観察的に、漫然とカメラを回しているだけでは、その詳細かつ正確な記録にはならない。例えば、「箕の製作技術」の映像制作の場合でも、主な材料である藤の皮や篠竹といった材料を採取、加工し、製品に組み立て、仕上げていくまでの過程の細かい作業の一つ一つや、道具

の持ち方、姿勢、両手の動かし方、力の入れ方、その向きなどに、伝承者の長年の経験に裏打ちされた、技術の要点とも言うべき情報があり、そうした微細な情報を、どうすれば客観的に、かつ詳細に記録し得るかが、終始議論された。

しかも、それらの情報の多くは、伝承者が、文字通り「体で覚えた」感覚であり、具体的な「言葉」を伴わず、かつ「言葉」への翻訳が困難なものである。そもそも、いわゆる「職人」には寡黙な人が多いと言われるが、自ら体得した技術を、見る人に丁寧に解説する人は稀であろう。実際に、南相馬市小高区の箕の製作技術の場合も、伝承者自身が、収録の際に、こうした細かい技術の解説をするということは、ほとんどなかった。幸い、伝承者の奥様が、収録の傍らで、必要に応じて細かい解説を入れてくださったので、その音声が収録映像の中に、非常に有益な情報として加えられる形となったのである。

このように、南相馬市小高区における「箕の製作技術」の映像制作の過程で浮き彫りになつた、民俗技術の記録保存における課題は非常に多岐にわたる。また、今後、他の民俗技術についても映像制作を進める中で、それぞれの民俗技術に特有の課題が浮き彫りになることも考えられ、こうした情報を関係者間で共有できる場も必要になってくるであろう。

4 民俗技術の体験学習への応用

無形民俗文化財としての民俗技術の保護に関して、もう一つ論じておきたいことは、体験学習への応用についてである。特に、これは、文化財の教育・普及を担う体験型施設の役割とも密接に関わる部分であるので、必要な論点の整理をしておきたい。

文化財保護の推進のために、文化財の価値やその魅力を国民・住民に向けて積極的に伝えていく努力は、インターネットが普及した今日、より一層重要視されてきている（註11）。そのため、ホームページ等での情報発信は当然であるが、さらに文化財をより身近に感じてもらえる取り組みとして、近年では文化財に関する体験学習を導入する動きが、全国各地の歴史系博物館、埋蔵文化財センター等に広がっている。

こうした文化財に関する体験学習の目的は、単に文化財の価値や魅力を知ってもらうだけでなく、より本質的には、国民共有の財産である文化財を、将来にわたり国民全体で守っていくための啓発的な意味合いもある。すなわち、文化財に関する体験学習を通して、一人でも多くの人に、文化財保護の重要性について理解してもらい、文化財保護行政の味方になつてもらう取り組みだということである。

文化財を守るとは、言い換えれば、文化財が失われないようにすることでもあり、どうすれば貴重な文化財が失われないかという問題でもある。それは、時代の変化とともに失われる危険性がある文化財、特に過疎化や少子化の影響で、ますます継承が困難になりつつある無形民俗文化財においては、なお切実と言える。

なかんずく、民俗技術の場合、安価な工業製品の流通、大量生産・消費社会の拡大で、直接的な影響を蒙っており、後継者難の問題はより深刻である。こうした中で、民俗技術の文化財としての価値や魅力、また、その置かれている現状について正しく知つてもらうための取り組

みは、特に体験学習を導入することで、より深く実感してもらえるのではなかろうか。

そもそも、民俗技術とは、卑近な言い方をすれば「ものづくり」である。安価な工業製品が生活の隅々にまで行き渡っている今日、身近にある多種多様な「もの（道具）」の素材や、作られ方、歴史などについて考える機会というのは、ほとんどないと言ってよい。こうした中で、「ものづくり」としての民俗技術を体験学習を通して学ぶことは、言わば、こうした「当たり前」が「あたりまえ」でないことへの「気づき」を、体験者に提供することでもある。

様々な身近な「もの」や、その「ものづくり」に込められた知識、経験、技術といったことは、それを実際に「つくる」体験を通して、初めてその深みが実感される。ましてや、その「もの」が、いつの時代から、どのようなきっかけで作られるようになったか、また、その形状や素材が、今日に至るまで、どのように変化してきたかといったことは、単に「もの」に触れるだけでなく、その「もの」の全部、もしくは一部を実際に「つくる」体験をしなければ、便利な生活に慣れた現代人には、容易に想像され得ないものである。「ものづくり」の追体験としての民俗技術の体験学習は、現代人が、自分たちの「生活」と、それを支える様々な「生業」について、あらためて見つめ直すきっかけでもある。

さらには、今日、便利さの中で埋もれつつある、「主体的に考え、工夫する」ことの必要性についても、あらためて気づくきっかけともなり得よう。それは、すでに「出来あがったもの」や「与えられた方法」だけで、すべてが完結してしまう現代人の日常感覚を、あらためて相対化し、客観視することでもある。また、それは、新しい必要性から、新たな「価値」を生み出していくための出発点でもある。民俗技術の体験学習というのは、単なる文化財の普及・啓蒙といった次元を越えて、身近な「気づき」を通して、「工夫」や「努力」を促していく、非常に教育的な意味合いが強いものもある。

5 記録映像からのワザの復元

ところで、先述したように、今世紀に入って、さらに急速に進む過疎化・少子化は、無形民俗文化財の維持・継承の現場に、ますます深刻な影響を及ぼしている。その中でも、特に伝承者自身の生活や生計に直接関わる部分の大きい民俗技術は、伝承者の多くが「商売にならなければ続けられない」、「続ける条件がなくなれば、自然消滅するのみ」と語るように、従来型の「小手先の文化財保護」だけでは、到底保護しきれない現状にある。

こうした現状を考えると、民俗技術の保護は、民俗芸能や風俗慣習の場合と比べても、それが近い将来に必ず失われることを想定した、より踏み込んだ対策が求められていると考える。

そのための具体的な対策とは、取りも直さず、それが失われた後にも復元可能となるように、伝承者が存命であり、それを再現可能であるうちに、出来る限り詳細かつ正確な記録保存を行って、必要な情報を収集・整理しておくことである。

先に紹介した、南相馬市小高区の「箕の製作技術」の映像制作は、まさにこうした発想で行われたものである。おりしも、他の地域における類似した箕の製作技術に関する映像制作が行

われており^(註12)、それとの比較・分析という学術的ニーズも高いと判断された。また、福島県内に残る「箕の製作技術」の分布、それぞれの地域的特徴などの情報も、きちんと収集・整理されておらず、その全体像を掴めない状況であったこと、こうした中で、すでに小高区でも現役の伝承者がすでに一人しかいなかつたことなど、特に緊急性が高いと判断されたことから、これについて集中的に映像制作を行うこととなった。

ところで、この映像制作が本格的に実施された、わずか5年後、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故のために、南相馬市小高区は避難区域となり、避難区域内に居住していた伝承者自身が避難を強いられ、現在は、仮設住宅での避難生活を送っている。また、伝承者が箕の主たる材料である藤、篠竹等の植物の入手先としていた場所も、高濃度放射能汚染地帯内にあるために、事実上、箕の製作が不可能な状態となっている。

これは結果論ではあるが、南相馬市小高区の「箕の製作技術」が、こうした状態に陥ってしまうわずか5年前に、出来る限り詳細かつ正確な映像を残そうと、その材料採取、加工、製作、完成に至るまでの一連のワザの映像収録を行っていたことは、まさに奇跡的と言わざるを得ない。このときの収録映像は、25分程度に編集したダイジェスト版だけでなく、収録に使用したデジタルビデオカセットテープのすべてと、それをデジタル化した動画ファイルのすべて、さらには、調査・記録時に、デジタルカメラで撮影した画像ファイルのすべてを、現在、まほろんで保管している。

今後は、近い将来に間違いなく失われるであろう、この民俗技術の復元を可能とするためにも、これらの生テープやデータを確実に後世に残していくことが求められる。そのための保管、管理の方法等についても、やはり考えていかなければならないだろう。

ところで、民俗技術の具体的な手順の一つ一つは、非常に微細であり、ただ漫然とビデオカメラを向けているだけでは、そのワザの肝心な部分までは記録しきれないのも事実である。例えば、伝承者が使う道具や素材の持ち方、力の入れ方、角度など、伝承者が長年の経験から体得した、目に見えない、あるいは言葉で表現しきれない「コツ」ともいうべき内容には、映像では十分に記録しきれなかったり、見る人に伝えきれない場合もある。また、これは、すべての無形民俗文化財に共通した問題ではあるが、事前にどれだけ入念な下準備をしても、実際にその現場に関わって初めて気づく事柄もある。さらには、その重要性にも関わらず、映像収録の段階では意識化されずに、そのまま記録漏れとなつて残る事柄もある。

もちろん、百パーセント完全無欠の記録保存などなく、なにがしかの不十分な点は残るものである。とは言え、やはり



写真2 「おだかの箕づくり」DVDと収録したデジタルビデオカセット等の記録類

確実に失われる無形の文化財を記録保存するということは、その復元を可能とする程度の意識をもって、考えられる限りの対策を講じるべきであるし、その手順・方法についても十分に吟味されるべきであろう。

ところで、記録映像からのワザの復元という課題、あるいはワザの復元を可能にするための記録作成のあり方の再検討のために、まほろんでは、平成26年度から「おだかの簎づくり」の収録映像をあらためて分析し、伝承者が実際に用いているものになるべく近い道具と素材を用いて、ワザの再現実験を行っている。その詳細は、本稿に続く國井論文に譲るが、実際に記録映像を参考にワザの復元を行っていく中では、やはり先に述べたように、映像収録の段階では意識しきれなかった点がいくつか浮き彫りになり、収録漏れのあったことも判明している。

一方で、この「おだかの簎づくり」の映像制作では、収録した映像以外にも、それに付随する形で、伝承者からの聞き書きや、収録時における様々な周辺的な情報などをメモしたノートがある。そこには、映像では記録しきれなかった内容や、ワザの復元の際に参考となるような内容もある。こうしたノート類は、記録映像を補完する性格を帶びていると言え、実際にワザを復元する中で参考とすべき事柄がメモされていることもある。その内容を整理・分析しておくことも、民俗技術の記録保存にとっては、非常に大切なことである。

6 おわりに ーまほろんと民俗技術ー

最後に、民俗技術の保護と活用について、特に本稿で取り上げた体験学習との関わり、記録映像によるワザの復元といった課題に関連して、まほろんで果たすべき役割や、今後、どのような取り組みが可能かといったことについて、若干の考察を加えて、本稿のまとめとしたい。

まほろんを含めた福島県文化財センターの設置・運営のため策定された「福島県文化財センター基本構想」では、いわゆる「無形の文化財」を含め、広く文化財全般にわたる調査研究、情報発信等の役割が謳われている。ここで言う「無形の文化財」とは、文化財保護法上の無形文化財と無形民俗文化財等の総称であって、当然ながら、民俗技術も含まれる。民俗技術は、



写真3 まほろん実技講座「カラムシから布をつくろう」新たな情報が得られる可能性もあ

先述したように、考古学的研究成果の応用など、民俗文化財でも、特に考古学との連携が非常に有効な分野と言える。

本稿で中心的に取り上げた「簎の製作技術」に見られる「編み組み」の技法を例にとれば、まほろんで数多く収蔵される縄文土器の圧痕の分析から、今日に伝わる編み組み技法の歴史的変遷、地域分布、伝播といったことに関して、

る（註13）。特に、近年は、圧痕レプリカ法などの新しい方法が導入され、これによって土器が製作された当時、用いられた植物種を同定したり、加工法などの具体的な情報も得られるようになっている。こうした新しい考古学的知見は、今後、箕をはじめ、カゴ・ザルなどの編み組み技法を伴う、民俗技術の文化財的価値の再評価にもつながることが期待される。

こうした考古学成果の応用は、編み組み技法に限ったことではない。鍛冶技術であれば、考古資料の鉄製品の科学的分析が応用され得るし、木製品であれば、加工痕の分析等から、今日の木工技術につながる技術の変遷についての研究に応用される余地がある。また、数は限られるが、繊維質の考古資料の分析から、今日の染織技術との関わりについて検討する余地も、将来的にはあり得るであろう。

特に、体験学習に関して言えば、平成13年度の開館当初より、まほろんでは「体験型フィールドミュージアム」として、火おこしや勾玉づくりなどの多種多様な体験学習を実施してきた（註14）。その中には、カラムシの繊維から糸を紡ぎ、布を編む「カラムシから布をつくろう」や、タデアイから取った染料で布を染める「古代の染色にちようせん」などの実技講座があり、これらは今日でも一部地域で継承されている民俗技術と深い関わりのある体験メニューである。また、平成26年度に体験活動室メニューとして初めて導入した「網代編みに挑戦しよう」は、縄文時代から受け継がれる「網代編み」という編み組み技法の一つを実際に体験することで、非常に長い歴史のあるこの技術に対する理解を深めてもらうことを目的にしている。これは、今日でも日常生活で用いられるカゴ・ザルなどの身近な「もの（道具）」の素材や形状、その製法などに対する「気づき」を、体験を通じて促そうというねらいも込められている。

ただし、まほろんのような体験型施設で、民俗技術、あるいは考古学的成果から得られる古い生活・生業に関する技術を、文化財への理解を深める一環として、具体的な体験メニューを取り入れていくためには、初めて体験する人、特に、子どもでも体験できる内容に組み立て、使用する材料や道具についても吟味する必要がある。これは、言うなれば、教育普及目的による体験学習への実践的な応用と言える。

さらに、こうした教育普及目的での体験学習への導入の先には、今後、失われていく民俗技術を、映像等で詳細に記録し、さらに映像等の記録を通して、失われていくワザ、すでに失われたワザを、再現し、復元していくという長期的な目標も想定される。考古学でも、発掘調査等から分かる情報をもとに、当時の生活や技術を再現、復元する実験考古学と呼ばれる分野があり、こうした研究とも深く関わっている。それは、言うなれば、先の教育普及目的による応用に対し、学術的意味合いが強いもので、学芸員自身による実践的な体験学習とも言うべきも

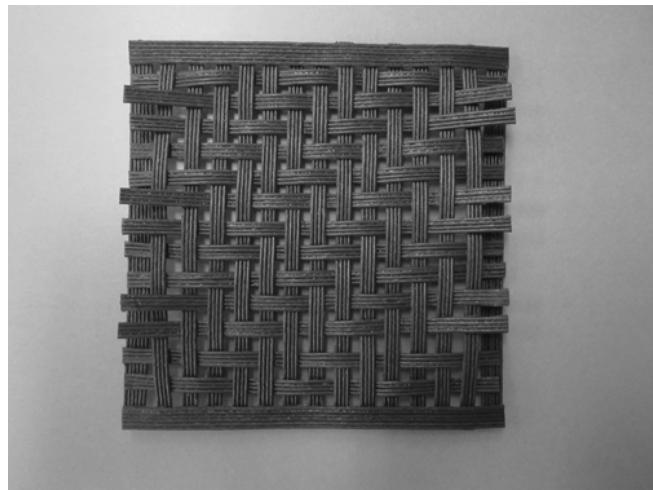


写真4 「網代編みに挑戦しよう」

のである。こうしたワザの再現、復元の中で得られた新たな情報は、広く公開され、今後の民俗技術の保護施策にも応用されていくことを期待したい。

こうした学芸員自身による実践的な体験学習としてのワザの復元は、まほろんのように考古学と民俗学の双方に関わる体験学習施設で最も効果的に行えると言える。今後のまほろんの体験学習事業のあり方を含めて、大いに検討に値する課題であろう。

<註>

- (註 1) 平成 16 年改正（同 17 年 4 月 1 日施行）の文化財保護法で、民俗文化財を定義する第 2 条第 3 項の条文に新たに追記された（「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」の下線部分）。同条文にある「風俗慣習」「民俗芸能」「民俗技術」が無形民俗文化財の 3 分野とされる。なお、それに続く「これらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件」までが「有形民俗文化財」を指す部分である。
- (註 2) この説明は改正当時に公表された「文化財保護法の一部を改正する法律の概要」にあり、文化庁ホームページ等で閲覧できる。
- (註 3) 菊池健策 2006 「民俗技術の保護および登録有形民俗文化財の登録について」『月刊文化財』平成 18 年 3 月号
- (註 4) 文化財保護法第 2 条第 2 項で定める「重要無形文化財」の工芸技術部門は、陶芸、染織、漆芸、金工、金工（刀剣）、人形、木竹工、諸工芸、和紙等に分類される。このうち、染織、木竹工、和紙等は、文化庁等で説明される民俗技術の範囲にも該当する部分がある。また、同法 147 条で定められる「選定保存技術」でも「漆搔き」や「からむし生産」等については、同様の部分がある。
- (註 5) 東京文化財研究所が開催する「無形民俗文化財研究協議会」の報告書（第 1 回「民俗技術の保護をめぐって」〈2006 年〉、第 3 回「無形民俗文化財に関わるモノの保護」〈2008〉、第 8 回「わざを伝える」〈2013〉他）を参照。
- (註 6) 福島県教育委員会編 2008 『福島県の民俗技術』
- (註 7) 「民俗技術」を初めて学術用語として提唱したのは、文化財保護法改正当時の文化庁主任文化財調査官の大島暁男である（大島暁男 1983 「民具研究の視点－民俗技術論の試み」『日本民俗学』145 号）。大島は平成 17 年度に民俗技術として初めて国的重要無形民俗文化財に指定された 3 件のうちの 1 件の「上総掘りの技術」の研究に長年携わるなど（大島暁男 1986 『上総掘りの民俗－民俗技術論の課題－』未来社）、民俗技術の研究とこの用語の普及に大きく貢献してきた。
- (註 8) 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所無形文化遺産部編集発行 2008 『無形の民俗文化財映像記録作成の手引き』5 頁を参照
- (註 9) 前掲註 8、6 頁を参照。
- (註 10) 南相馬市教育委員会編 2007 『小高区に係る南相馬市史 おだかの箕づくり（おだかの歴史 資料集 1）』
- (註 11) 例えば、文化庁では総務省と協力して、インターネット上で我が国の文化遺産に関する情報を公開する「文化遺産オンライン（試行版）」を平成 16 年 4 月に開設している（正式公開は平成 20 年 3 月）。
- (註 12) 千葉県伝統文化再興事業実行委員会 2005 『千葉県匝瑳市 木積の箕づくり』
よなべの会 2006 『技の記録 1 [箕をつくる] 北阿武隈におけるものづくりの技を記録保存する仲間』
- (註 13) 佐藤悦夫・大波紀子 2009 「縄文時代の網代一弓手原 A 遺跡の底部圧痕土器より－」『福島県文化財センター白河館研究紀要 2008』 福島県文化財センター白河館
國井秀紀 2013 「縄文土器底部に見られる網代圧痕の素材検討」『福島県文化財センター白河館研究紀要 2013』 福島県文化財センター白河館
- (註 14) 本間宏 2015 「『まほろん』における体験学習活動」『考古学ジャーナル』No. 666